

1 都 税 の 税 率 等 の 推 移 一 覧 表 (昭和25～平成24年度)

年 度		25	26	27
税 目				
都 民 税	個 人			
	法 人			
事 業 税	個 人	免税点：2万5千円 税 率：第1種事業 12% 第2種 " 8% 特 別：第1種業務 6.4% 所得税：第2種 " 8%		基礎控除： (年) 3万8千円
	法 人	税 率： 所得金額課税 普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税 1.6%	申告納付制度の採用	
不 動 産 取 得 税				
都 た ば こ 消 費 税				
娛 楽 施 設 利 用 税		[入場税] 税率： 第1種の場所 100% 第2種 " 40% 第3種の施設 100%		税 率： 従前の1/2
遊 興 飲 食 税		税 率： 芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% その他飲食 20% 宿泊 20%		税 率： 芸者等の花代 100% カフェー・バー等 20% その他飲食 10% 宿泊 10% 非課税：大衆食堂(1人1回) 100円、1品価格50円
自 動 車 税		税 率： 普通自動車 { 自家用 15,000円 営業用 10,000円 トラック 15,000～8,000円 バ ス 16,000～8,000円 小 型 { 四輪車 { 自家用 4,500円 営業用 3,000円 自動車等 { その他 2,000～500円		
鉦 区 税		税 率：60～30円		
狩 猟 者 税		税 率：3,600円		税 率：2,400円
固 定 資 産 税		税 率：1.6% 免税点：1万円	免税点：(償却資産) 3万円	
特別土地保有税				
自 動 車 取 得 税				
軽 油 引 取 税				
入 猟 税				
入 湯 税		税 率：(1人1日) 10円		
事 業 所 税				
都 市 計 画 税				
商品切手発行税		税 率：4%		

1 都 税 の 税 率 等

年 度		28	29	30
税 目				
都 民 税	個 人		(創設) 税率：均等割 (年) 100円 所得割 (所得税額の) 5 %	
	法 人		(創設) 税率：均等割 (年) 府県分 600円 市町村分 2,400円 法人税割 府県分 5 % 市町村分 7.5 %	税 率： 法人税割 府県分 5.4 % 市町村分 8.1 %
事 業 税	個 人	基礎控除： (年) 5 万円	基礎控除：(年) 7 万円 税 率：第 1 種事業 8 % 第 2 種 " 6 % 第 3 種 " 助産婦業等 4 % その他 6 %	基礎控除： (年) 10 万円
	法 人		税 率： 所得金額課税 普通法人 年所得50万円以下 10 % " 50万円超 12 % 収入金額課税 1.5 %	
不 動 産 取 得 税			(創設) 税率： 3 %	免税点：(土地) 1 万円 (家屋) 10～5 万円
都 た ば こ 消 費 税			(創設) 税率： 小売価格の $\frac{5}{115}$	
娯 楽 施 設 利 用 税			第 3 種の施設に対し、〔娯楽施設利用税〕を課することとした。(入場税は国税となる) 税 率：料金課税 舞踏場・ゴルフ場 50 % そ の 他 30～10 % 外形課税(月額) ばちんこ場 (1 台) 150円 まあじゃん場 (1 台) 500円 たまつき場 (1 台) 1,000円	
遊 興 飲 食 税			非課税： 大衆飲食店 120円 (1 人 1 回) 甘味喫茶店 100円 大衆旅館 700円	税 率： 芸者等の花代 30 % カフェー・バー等 15 % 宿泊 10～5 % その他飲食 10～5 % 免税点：飲食店等 200円 1 品価格 100円 基礎控除： 500円 公給領収証制度の導入
自 動 車 税		税 率： 普通乗用 { (自) 30,000円 自動車 { (営) 14,000円 トラック 16,600～8,200円 バス 35,000～8,400円 小 型 四 輪 車 { (自) 7,500円 自動車等 { (営) 4,200円 その他 14,000～700円	税 率： 普通乗用車 { (自) 60,000～36,000円 { (営) 30,000～15,000円 小型乗用車 { (自) 16,000円 (四輪以上) { (営) 8,000円 トラック { (自) 36,000～5,000円 { (営) 33,000～4,000円 バス 60,000～9,000円 そ の 他 4,300～1,500円	
釧 区 税				
狩 猟 者 税		税 率： 3,600・1,800円		
固 定 資 産 税			税 率： 1.5 % 免税点：(土地家屋) 1 万円 (償却資産) 5 万円	税 率： 1.4 % 大規模償却資産の特例及び基準年度制度の導入
特 別 土 地 保 有 税				
自 動 車 取 得 税				
軽 油 引 取 税				
入 猟 税				
入 湯 税		税 率：(1 人 1 日) 20円		
事 業 所 税				
都 市 計 画 税				
商品切手発行税				

の 推 移 一 覧 表 (続)

31	32	33
税 率：所得割 5.5%	税 率：所得割 6%	税 率：所得割 7.5%
基礎控除：(年) 12万円	税 率：第1種事業所得(年) 50万円以下 6% " " 超 8%	事業専従者控除：(年)(青色) 8万円
	税 率：普通法人年所得 50万円以下 8% " 100万円以下 10% " 100万円超 12%	
税 率： 8%		
	税 率：定額課税ゴルフ場(1人1日) 200円	
	税 率：芸者の花代 } 15% カフェー・バー等 } その他の飲食 } 10% 宿泊 } 免税点：飲食店等 300円 1品価格 150円 宿泊 800円	
税 率：トラック及びバスについて、「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げ		二輪小型自動車及び軽自動車を軽自動車税の課税客体化
		税 率：甲種免許 } 3,600円 乙種免許 } 1,800円 丙種免許 } 900円
免税点：(償却資産) 10万円 交付金・納付金制度の創設		
(創設) 税率：1キロリットル 6,000円	税 率：1キロリットル 8,000円	
	目的税化	
(創設) 税率： 0.2%		

1 都 税 の 税 率 等

年 度		34	35	36
税 目				
都 民 税	個 人	税 率：所得割 8 %		
	法 人			
事 業 税	個 人	基礎控除： (年) 20万円		
	法 人	税 率： 普通法人 年所得 50万円以下 7 % " 100万円以下 8 % " 200万円以下 10 % " 200万円超 12 % 特別法人 年所得 50万円以下 7 % " 50万円超 8 %		
不 動 産 取 得 税				
都 た ば こ 消 費 税				
娛 楽 施 設 利 用 税				税 率： 料金課税 ゴルフ場 30 % そ の 他 15 % 定額課税 ゴルフ場400円（1人1日）
遊 興 飲 食 税				〔料理飲食等消費税〕に名称変更 免税点： 飲食店等 500円 1品価格 250円 宿 泊 1,000円
自 動 車 税				税 率： トラック 15,000円 バ ス { 観光用 30,000円 { その他 14,000円 小 型 四 輪 車 { (自) 16,000円 { (営) 8,000円 自 動 車 { 三 輪 車 3,800円
鉱 区 税		税 率： 270～90円		
狩 猟 者 税				
固 定 資 産 税		免税点：(土 地) 2万円 (家 屋) 3万円 (償却資産) 15万円		
特別土地保有税				
自 動 車 取 得 税				
軽 油 引 取 税		税 率： 1キロリットル 10,400円		税 率： 1キロリットル 12,500円
入 猟 税				
入 湯 税				
事 業 所 税				
都 市 計 画 税				
商品切手発行税				

の 推 移 一 覧 表 (続)

37	38	39
税 率：所得割 150万円以下（所得の） 2 % “ 超 （ “ ） 4 %		
税 率： 第1種事業 5 % 第2種事業 4 % 第3種事業 { 助産婦業等 3 % { その他 5 % 事業主控除：（年） 20万円 事業専従者控除：（白色）（年） 5万円		事業主控除 （年） 22万円
税 率： 普通法人 年所得 100万円以下 6 % “ 200万円以下 9 % “ 200万円超 12 % 特別法人 年所得 100万円以下 6 % “ 100万円超 8 %		税 率： 普通法人 年所得 150万円以下 6 % “ 300万円以下 9 % “ 300万円超 12 % 特別法人 年所得 150万円以下 6 % “ 150万円超 8 %
		免税点： 土地 5万円 家屋 15～8万円
税 率： 9 % 課税標準：売渡し数量×平均価格		
税 率： 料金課税 ゴルフ場 30 % そ の 他 10 %		
税 率： 消費金額（1人1回） 3,000円以下 10 % 3,000円超 15 % 宿 泊 10 % 基礎控除： 800円		
税 率： 小型四輪車 乗用車（自） 16,000～12,000円 （営） 8,000～6,000円		
	〔狩猟免許税〕税 率： 甲種免許 } 1,500円 乙種免許 } 700円 丙種免許 } 450円	
		免税点：（土地） 2万4千円 新評価制度の実施に伴い、土地の負担の激変緩和のため、暫定措置を実施
		税 率： 1キロリットル 15,000円
	（創設）税 率： 甲種免許 } 1,000円 乙種免許 } 丙種免許 } 350円	
		負担の激変緩和のため、暫定措置を実施

1 都 税 の 税 率 等

年 度		40	41	42
税 目				
都 民 税	個 人		分離課税（所得割）は当分の間、算出税額の90%	
	法 人	税 率： 法人税割 { 府 県 分 5.5% 市町村分 8.4%	税 率： 法人税割 { 府 県 分 5.8% 市町村分 8.9%	税 率：均等割（年） 資本金等が1,000万円超の 法人 { 府 県 分 1,000円 市町村分 4,000円 その他の { 府 県 分 600円 法 人 等 { 市町村分 2,400円
事 業 税	個 人	事業主控除：（年） 24万円	事業主控除：（年） 25万円 事業専従者控除：（年） （青色） 10万円 （白色） 6万円	事業主控除：（年） 27万円 事業専従者控除：（年） （青色） 12万円 （白色） 8万円
	法 人			
不 動 産 取 得 税				
都 た ば こ 消 費 税				税 率： 10.3%
娛 楽 施 設 利 用 税			税 率：定額課税 ゴルフ場600円（1人1日） ゴルフ場所在市町村交付金： 交付率 1/6	
料 理 飲 食 等 消 費			免税点： 飲食店等 600円 1品価格 300円 宿 泊 1,200円 奉仕料控除制度の導入	
自 動 車 税		税 率： 普通自動車 （自） 90,000～54,000円 （営） 45,000～22,500円 小型自動車・四輪車 （自） 24,000～18,000円 バス（観光貸切用） 45,000円		
鉱 区 税			税 率：石油、天然ガス 試掘60円、採掘120円	
狩 猟 免 許 税				
固 定 資 産 税		大規模償却資産の課税限度引上げ	免税点： （土 地） 8万円 （家 屋） 5万円 （償却資産） 30万円 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置を実施	大規模償却資産の課税限度引上げ
特 別 土 地 保 有 税				
自 動 車 取 得 税				
軽 油 引 取 税				
入 猟 税				
入 湯 税				
事 業 所 税				
都 市 計 画 税			昭和41～43年度までの新たな負担調整措置を実施	
商品切手発行税				

の 推 移 一 覧 表 (続)

43	44	45
		税 率：所得割 (1) 長期譲渡所得 2 % { 45～47年度 1.3 % 48・49年度 1.6 % } (2) 短期譲渡所得 4 %又は総合課税による短期譲渡所得に 対応する税額の110%相当額のいずれか多 い金額
		税 率：法人税割 { 府 県 分 5.6 % 市町村分 9.1 % }
事業専従者控除：(年) (青色) 17万円 (白色) 11万円	事業専従者控除：(年) (青色) 給与支払額 (白色) 15万円	事業主控除：(年) 32万円
	税 率：消費金額の(1人1回) 10% 免税点：飲食店等 800円 1品価格 400円 宿 泊 1,600円	
		新負担調整率(1.4)を設定
(創設) 税 率： 3 % 免税点： 10万円	免税点： 15万円	
		昭和45、46年度に限り、新たな負担調整措置を 実施

1 都 税 の 税 率 等

年 度		46	47	48
税 目				
都 民 税	個 人			
	法 人			
事 業 税	個 人	事業主控除：(年) 36万円	事業主控除：(年) 60万円 事業専従者控除：(白色)(年) 16万5千円	事業主控除：(年) 80万円 事業専従者控除：(白色)(年) 17万円
	法 人			
不 動 産 取 得 税				免税点：(土地) 10万円 (家屋) 23～12万円
都 た ば こ 消 費 税				
娛 楽 施 設 利 用 税		ゴルフ場所在市町村交付金： 交付率 1/3	ゴルフ場に対する課税を定期課税に統一	税 率：ゴルフ場等 800円 ゴルフ場所在市町村交付金： 交付率 1/2
料 理 飲 食 等 消 費 税		免税点： 飲食店等 900円 1品価格 450円 宿 泊 1,800円 基礎控除： 1,000円		免税点：飲食店等 1,200円 1品価格 600円 宿 泊 2,400円
自 動 車 税			税 率：バス 一般乗合用 14,000円 そ の 他 30,000円	
鉱 区 税				
狩 猟 免 許 税		税 率： 甲種免許 } 4,500円 乙種免許 } 2,000円 丙種免許 } 1,500円		
固 定 資 産 税			市街化区域内農地に対する課税の適正化	課税標準： (1) 住宅用地は価格の1/2の額 (2) 既成市街地等にあるA農地、B農地の課税の適正化 免税点：(土 地) 15万円 (家 屋) 8万円 (償却資産) 100万円
特別土地保有税				(創設) 税 率：保有分 1.4% 取得分 3%
自 動 車 取 得 税				税 率：低公害車2%減
軽 油 引 取 税				
入 猟 税		税 率：甲種免許 } 3,000円 乙種免許 } 丙種免許 } 1,000円		
入 湯 税		税 率：(1人1日) 40円		
事 業 所 税				
都 市 計 画 税			市街化区域内農地に対する課税の適正化	既成市街地等にあるA農地、B農地の課税の適正化
商品切手発行税				

の 推 移 一 覧 表 (続)

[illegible]

1 都 税 の 税 率 等

年 度		50
税 目		
都民税	個 人	各種控除等の引上げ
	法 人	税 率：（昭和50年10月 1 日以後に終了する事業年度から適用） 法人税割 { 府 県 分 6.2% 市町村分 14.5%
事業税	個 人	事業主控除：（年）180万円 事業専従者控除：（白色）（年）27万 5 千円
	法 人	税 率：（制限税率の法定化に伴い昭和50年10月 1 日以後に終了する事業年度から適用） 7 %、10.5 %、14 %、9.33 %、1.75 %をそれぞれ6.6 %、9.9 %、13.2 %、8.8 %、1.65 %
不 動 産 取 得 税		
都たばこ消費税		
娯楽施設利用税		
料理飲食等消費税		免税点：飲食店等 1,700円 1 品価格 850円 宿 泊 3,400円
自 動 車 税		
狩 猟 免 許 税		
鋦 区 税		
固 定 資 産 税		
特別土地保有税		
自 動 車 取 得 税		税 率：低公害車 2 %減
軽 油 引 取 税		
入 猟 税		
入 湯 税		税 率：（ 1 人 1 日）100円
事 業 所 税		（創設）税率・免税点： 新増設（床面積 1 m ² 当たり）5,000円（免税点）2,000m ² 資産割（床面積 1 m ² 当たり） 300円（免税点）1,000m ² 従業者割（従業者給与総額の0.25%（免税点）従業者100人
都 市 計 画 税		
商品切手発行税		

の 推 移 一 覧 表 (続)

51	52
税 率：均等割（年） 300円	各種控除等の引上げ
税 率：均等割（年） 資本金等が1億円超の法人 府 県 分 6,000円 市町村分 { 従業者数 100人超 24,000円 従業者数 100人以下 12,000円 資本金等が1,000万円超、1億円以下の法人 府 県 分 3,000円 市町村分 12,000円 上記以外の法人等 府 県 分 1,800円 市町村分 7,200円	税 率：均等割（年） 資本金等が1億円超の法人 府 県 分 20,000円 市町村分 { 従業者数 100人超 80,000円 従業者数 100人以下 24,000円 資本金等が1,000万円超、1億円以下の法人 府 県 分 6,000円 市町村分 24,000円 上記以外の法人等 府 県 分 2,000円 市町村分 8,000円
事業主控除：（年） 200万円	事業主控除：（年） 220万円
事業専従者控除：（白色）（年） 40万円	
	税 率：ゴルフ場等 1,000円 ばちんこ場（1台） 250円 まあじゃん場（1台） 750円 たまつき場（1台） 1,200円
	免税点：飲食店等 2,000円 1品価格 1,000円 宿 泊 4,000円
税 率：（低公害車（含・電気自動車）に対する税率は据置き 制限税率1.2倍） 普通自動車 { (自) 117,000～70,000円 (営) 52,000～26,000円 小型自動車 { (自) 31,500～23,500円 (営) 9,000～7,000円 (四輪以上) { (自) 20,000円 (営) 17,500円 バス { (自) 39,000円 (営) 34,500～14,000円 三輪の小型 { (自) 5,000円 自 動 車 { (営) 4,400円	
	税 率： 540～180円
	税 率：甲種・乙種免許 9,000・4,000円 丙種免許 3,000円
評価替に伴い、3年間宅地等に新たな負担調整措置を実施 一般農地は3年間の段階的な課税の適正化措置を実施 特定市街化区域農地の調整率を1年据置き	
暫定税率・免税点の特例措置の適用期限を2年延長 低公害車1%減	低公害車に軽減税率を適用（0.25%減）
税 率：（2年間の暫定税率） 1キロリットル 19,500円	
	税 率：甲種・乙種免許 6,000円 丙種免許 2,000円
	税 率：（1人1日） 150円
新たな負担調整措置を実施	

1 都 税 の 税 率 等

年 度		53	54
税 目			
都 民 税	個 人		各種控除等の引上げ
	法 人	税 率：均等割（年） 資本金等が50億円超の法人 府 県 分 200,000円 市町村分 800,000円 従業者数 100人超 従業者数 100人以下 80,000円 資本金等が10億円超、50億円以下の法人 府 県 分 100,000円 市町村分 400,000円 従業者数 100人超 従業者数 100人以下 80,000円 資本金等が1億円超、10億円以下の法人 府 県 分 20,000円 市町村分 80,000円 従業者数 100人超 従業者数 100人以下 24,000円 資本金等が1,000万円超、1億円以下の法人 府 県 分 6,000円 市町村分 24,000円 上記以外の法人等 府 県 分 2,000円 市町村分 8,000円	
	事 業 税		
	個 人		
	法 人		
不 動 産 取 得 税			
都 た ば こ 消 費 税			
娛 楽 施 設 利 用 税			
料 理 飲 食 等 消 費 税		基礎控除： 2,000円	
自 動 車 税		低公害車（除・電気自動車）に対する税率の特例を廃止 電気自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を 1年延長	税 率： 普通自動車 { (自) 129,000～71,000円 (営) 52,000～24,000円 小型自動車 { (自) 34,500～25,500円 (四輪以上) (営) 9,000～7,000円 ト ラ ッ ク { (自) 22,000円 (営) 17,500円 バ ス { (自) 42,500円 (営) 36,000～14,000円 三 輪 の { (自) 5,500円 小型自動車 (営) 4,400円 電気自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を 2年延長
釧 区 税			
狩 猟 免 許 税			〔狩猟者登録税〕に名称変更 納税義務者：狩猟者の登録を受ける者
固 定 資 産 税			一般農地及びC農地の新負担調整率（1.05）を設定
特 別 土 地 保 有 税			
自 動 車 取 得 税		暫定税率・免税点の特例措置の適用期限を2年延長 低公害車（8月31日までの取得分）に軽減税率を適用 （0.125%減）	税 率：自家用自動車 5%（3%） 営業用自動車 3%（1%） 軽自動車 3%（1%） （ ）は電気自動車の場合
軽 油 引 取 税		暫定税率の特例措置の適用期限を2年延長	税 率：（4年間の暫定税率） 1キロリットル 24,300円
入 猟 税			納税義務者：狩猟者の登録を受ける者
入 湯 税			
事 業 所 税			
都 市 計 画 税		税 率： 0.3%	一般農地及びC農地の新負担調整率（1.05）を設定
商 品 切 手 発 行 税			

[illegible]

1 都 税 の 税 率 等

年 度		56	57
税 目			
都 民 税	個 人	所得割に非課税措置を創設（昭和56年度のみ） 老人配偶者控除を創設	昭和56年度に引き続き所得割に非課税措置を創設 （昭和57年度のみ） 寡婦控除を創設、みなし法人課税を選択した場合の特例 に係る税率等を改正
	法 人	税 率： 法人税割 府 県 分 6.0% 市町村分 14.7%	
事 業 税	個 人	法定業種に業種を追加 1 不動産貸付業 2 駐車場業 3 コンサルタント業 4 デザイン業	
	法 人		
不 動 産 取 得 税		税 率： 4% 〔ただし、56年7月1日から61年6月30日までに取得し た住宅の税率は3%とし、一定の条件に該当する住宅 用土地については税額の4分の1を軽減〕	
都 た ば こ 消 費 税			
娛 楽 施 設 利 用 税			
料 理 飲 食 等 消 費 税			免税点：飲食店等 2,500円 宿 泊 5,000円
自 動 車 税		電気自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限 を2年延長	
鉦 区 税			
狩 猟 者 登 録 税			
固 定 資 産 税			評価替えに伴い、3年間宅地等に新たな負担調整措置を 実施 一般農地及び既適用市街化区域農地に対し、3年間の新 たな負担調整措置を実施、新適用市街化区域農地に対 して、4年間の段階的な課税の適正化措置を実施
特 別 土 地 保 有 税			市街化区域における課税の特例（ミニ保有税）の創設
自 動 車 取 得 税		電気自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限 を2年延長	
軽 油 引 取 税			
入 猟 税			
入 湯 税			
事 業 所 税			
都 市 計 画 税			新たな負担調整措置を実施 新適用市街化区域農地に対して、4年間の段階的な課税 の適正化措置を実施
商 品 切 手 発 行 税			

の 推 移 一 覧 表 (続)

58	
昭和57年度に引き続き所得割に非課税措置を創設（昭和58年度のみ） 同居特別障害者に係る配偶者控除及び扶養控除の特例を創設	
税 率：均等割（年）	
資本金等が50億円超の法人	
府 県 分	300,000円
市町村分	1,200,000円
従業者数 50人超	
従業者数 50人以下	160,000円
資本金等が10億円超、50億円以下の法人	
府 県 分	200,000円
市町村分	700,000円
従業者数 50人超	
従業者数 50人以下	160,000円
資本金等が1億円超、10億円以下の法人	
府 県 分	40,000円
市町村分	160,000円
従業者数 50人超	
従業者数 50人以下	60,000円
資本金等が1,000万円超、1億円以下の法人	
府 県 分	12,000円
市町村分	60,000円
従業者数 50人超	
従業者数 50人以下	48,000円
資本金等が1,000万円以下の法人等	
府 県 分	4,000円
市町村分	48,000円
従業者数 50人超	
従業者数 50人以下	16,000円
税 率：ゴルフ場等	
ぱちんこ場（1台）280円	1,100円
まあじゃん場（1台）830円	
たまつき場（1台）1,300円	
基礎控除額：旅館における宿泊等	
	2,500円
電気自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を2年延長	
税 率：	
	600～200円
税 率：甲種・乙種免許	
丙種免許	10,000・4,500円
	3,300円
暫定税率・免税点の特例措置の適用期限を2年延長	
電気自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を2年延長	
暫定税率の特例措置の適用期限を2年延長	
税 率：甲種・乙種免許	
丙種免許	6,500円
	2,200円

1 都 税 の 税 率 等

年 度		59	60
税 目			
都 民 税	個 人	昭和58年度に引き続き所得割に非課税措置を創設 各種控除等の引上げ	税 率：均等割（年） 700円
	法 人	税 率：均等割（年） 資本金等が50億円超の法人 府 県 分 750,000円 市町村分 従業者数 50人超 3,000,000円 従業者数 50人以下 400,000円 資本金等が10億円超、50億円以下の法人 府 県 分 500,000円 市町村分 従業者数 50人超 1,750,000円 従業者数 50人以下 400,000円 資本金等が1億円超、10億円以下の法人 府 県 分 100,000円 市町村分 従業者数 50人超 400,000円 従業者数 50人以下 150,000円 資本金等が1,000万円超、1億円以下の法人 府 県 分 30,000円 市町村分 従業者数 50人超 150,000円 従業者数 50人以下 120,000円 資本金等が1,000万円以下の法人等 府 県 分 10,000円 市町村分 従業者数 50人超 120,000円 従業者数 50人以下 40,000円	超過課税等を継続
	事 業 税	個 人	事業主控除：（年） 240万円 事業専従者控除：（白色）（年） 45万円
	法 人		
	不 動 産 取 得 税		
	都 た ば こ 消 費 税		課税標準：従価割 小売定価 従量割 本数 税 率：従価割 8.1% 従量割（1,000本） 200円
	娯 楽 施 設 利 用 税		
	料 理 飲 食 等 消 費 税		
	自 動 車 税	税 率： 普通自動車 { (自) 148,500～81,500円 (営) 54,500～25,000円 小型自動車 { (自) 39,500～29,500円 (営) 9,500～7,500円 (四輪以上) { (自) 25,500円 (営) 18,500円 トラック { (自) 49,000円 (営) 38,000～14,500円 バ ス { (自) 6,000円 (営) 4,500円 三輪の小型 自 動 車 { (自) 6,000円 (営) 4,500円	電気自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限 を2年延長
	釧 区 税		
	狩 猟 者 登 録 税		
	固 定 資 産 税		評価替えに伴い、3年間の負担調整措置を実施 新適用市街化区域農地に対する負担調整措置を実施
	特 別 土 地 保 有 税		市街化区域における課税の特例（ミニ保有税）の適用 期限を3年延長
	自 動 車 取 得 税		暫定税率・免税点の特例措置の適用期限を3年延長 電気自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限 を2年延長
	軽 油 引 取 税		暫定税率の特例措置の適用期限を3年延長
	入 猟 税		
	入 湯 税		
	事 業 所 税		
	都 市 計 画 税		3年間の負担調整措置を実施 新適用市街地区域農地に対する負担調整措置を実施
	商 品 切 手 発 行 税		

の 推 移 一 覧 表 (続)

61	62
同居特別障害者に係る控除額の引上げ 非課税限度額の引上げ	
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置の適用期限を 平成元年6月30日まで3年延長	
税 率：従量割（1,000本） 360円	
メタノール自動車に対して軽減税率を適用	昭和63年排ガス規制適合車に軽減税率を適用 電気自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を2年延長
メタノール自動車に対して軽減税率を適用 2%控除	昭和63年排ガス規制適合車に軽減税率を適用 電気自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を2年延長
税 率：資産割（床面積1㎡当たり） 600円	

1 都 税 の 税 率 等

年 度		63	元
税 目			
都 民 税	個 人	税 率：所得割 130万円以下 2 % 130万円超～260万円以下 3 % 260万円超 4 % 各種控除の引上が行われ、配偶者特別控除を創設	税 率：所得割 500万円以下 2 % 500万円超 4 % 非課税限度額の引上げ
	法 人		
	利 子 割	(創設) 4月1日以後の利子等の支払に対し適用 税 率： 5 %	
事 業 税	個 人	配偶者に係る白色事業専従者控除の引上げ	法定業種から除外 証券業、ガス供給業等7業種
	法 人	税 率：昭和63年10月1日以後に終了する事業年度から適用 所得金額課税 普通法人： 年所得 350万円以下 6.3 % " 700万円以下 9.45 % " 700万円超 12.6 % 特別法人 年所得 350万円以下 6.3 % " 350万円超 8.4 % 収入金額課税 1.575 %	税 率：一定の協同組合等について所得のうち年10億円超 9.45 %
不 動 産 取 得 税			住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置の適用期限を平成4年6月30日まで3年延長
都 た ば こ 消 費 税			〔都たばこ税〕に名称変更、従価割廃止 税 率：従量割(1,000本) 1,129円 : 旧3級品(1,000本) 536円
娛 楽 施 設 利 用 税			〔ゴルフ場利用税〕に名称変更 税 率：定額課税(1人1日) 800円 課税対象：ゴルフ場の利用 ゴルフ場所在市町村交付金：交付率7/10
料 理 飲 食 等 消 費 税			〔特別地方消費税〕に名称変更 税 率： 3 % 免税点：飲食等5,000円、宿泊等10,000円
自 動 車 税		メタノール自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を2年延長 昭和64年排ガス規制適合車に軽減税率を適用	税 率：(普通自動車と小型自動車の車種区分を廃止) 乗用車 自家用 111,000～29,500円 営業用 40,700～7,500円 電気自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を2年延長、平成2年排ガス規制適合車に軽減税率を適用
釧 区 税			
狩 猟 者 登 録 税			
固 定 資 産 税		評価替えに伴い、3年間の負担調整措置を実施	
特 別 土 地 保 有 税		市街化区域における課税の特例(ミニ保有税)の適用期限を2年延長、免税点を引下げ(特別区300㎡→200㎡、その他の市500㎡→330㎡)	
自 動 車 取 得 税		暫定税率・免税点の特例措置の適用期限を5年延長 メタノール自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を2年延長 昭和64年排ガス規制適合車に軽減税率を適用	電気自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を2年延長 平成2年排ガス規制適合車に軽減税率を適用
軽 油 引 取 税		暫定税率の特例措置の適用期限を5年延長	課税対象等の改正(10月1日から)
入 猟 税			
入 湯 税			
事 業 所 税			
都 市 計 画 税		3年間の負担調整措置を実施 小規模住宅用地に対する軽減措置を創設(平成2年度までの時限措置)	
商 品 切 手 発 行 税			

の 推 移 一 覧 表 (続)

2
各種の人的控除額及び白色事業専従者控除額を引き上げ、特定扶養親族に係る割増控除及び一定の寄付金に係る寄付金控除を創設 非課税限度額の引上げ みなし法人税率の引上げ
超過課税等を継続
白色事業専従者控除の引上げ
新排ガス規制適合車への買換えに係る軽減措置を創設 メタノール自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を2年延長
市街化区域における課税の特例（ミニ保有税）の適用期限を2年延長
最新排ガス規制適合車への買換えに係る軽減措置の創設、暫定免税点を50万円に引き上げ メタノール自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を2年延長
観光の振興に要する費用を用途に追加

1 都 税 の 税 率 等

年 度		3	4
税 目			
都 民 税	個 人	税 率：所得割 550万円以下 2 % 550万円超 4 % 非課税限度額の引上げ、各種控除の引上げ、損害保険料 控除を創設	非課税限度額の引上げ
	法 人		
	利 子 割		
	個 人 法 人		
税 事 業			
不動産取得税			住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置の適用期限 を平成 7 年 6 月 30 日まで 3 年延長
都 た ば こ 税			
ゴルフ場利用税			
特別地方消費税		免税点：飲食等 7,500円、宿泊等 15,000円 飲食店等所在市町村交付金を創設（交付割合 5 分の 1）	
自 動 車 税		電気自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を 2 年延長	最新排ガス規制適合車への買換えに係る軽減措置の創設 メタノール自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期 限を 2 年延長
鉦 区 税			
狩 猟 者 登 録 税			
固 定 資 産 税		3 年間の負担調整措置を実施 免税点の引上げ 土地30万円 家屋20万円 償却150万円 長期営農継続農地制度を廃止（3 年度限り）	宅地化農地に係る軽減措置を導入
特別土地保有税		昭和61年 1 月 1 日以後に取得した土地及び平成 3 年 4 月 1 日以後になされた土地の取得については、10年度間に 限り免税点を1,000㎡とする特例措置を実施 遊休土地に対して課する特別土地保有税を創設	市街化区域における課税の特例（ミニ保有税）の適用期 限を 1 年延長
自 動 車 取 得 税		アンチロック・ブレーキングシステム規制適合車への買 換えに係る軽減措置を創設 電気自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を 2 年延長	最新排ガス規制適合車への買換えに係る軽減措置を創設 平成 5 年排ガス規制適合車に軽減税率を適用 メタノール自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期 限を 2 年延長
軽 油 引 取 税			
入 猟 税			
入 湯 税			
事 業 所 税			
都 市 計 画 税		3 年間の負担調整措置を実施 小規模住宅用地に対する軽減措置を継続（平成 5 年 度までの時限措置） 免税点の引上げ、長期営農継続農地制度を廃止（3 年度限り）	宅地化農地に係る軽減措置を導入
商品切手発行税			

の 推 移 一 覧 表 (続)

5	6
非課税限度額の引上げ	所得割額からその20%に相当する額(20万円を限度)を控除 非課税限度額、特定扶養親族に係る扶養控除額の引上げ
	税 率：均等割(年) 資本金等が50億円超の法人 { 府 県 分 800,000円 { 市町村分 { 従業者数 50人超 3,000,000円 { 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等が10億円超、50億円以下の法人 { 府 県 分 540,000円 { 市町村分 { 従業者数 50人超 1,750,000円 { 従業者数 50人以下 410,000円 資本金等が1億円超、10億円以下の法人 { 府 県 分 130,000円 { 市町村分 { 従業者数 50人超 400,000円 { 従業者数 50人以下 160,000円 資本金等が1,000万円超、1億円以下の法人 { 府 県 分 50,000円 { 市町村分 { 従業者数 50人超 150,000円 { 従業者数 50人以下 130,000円 資本金等が1,000万円以下の法人等 { 府 県 分 20,000円 { 市町村分 { 従業者数 50人超 120,000円 { 従業者数 50人以下 50,000円
事業主控除：(年) 270万円	
電気自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を2年延長 天然ガス自動車に対して軽減税率を適用	メタノール自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を2年延長
	評価替えに伴い、3年間の負担調整措置を実施
市街化区域における課税の特例(ミニ保有税)の適用期限を1年延長	市街化区域における課税の特例(ミニ保有税)の対象となる土地の取得 期限を平成5年12月31日に改正
暫定税率・免税点の特例措置の適用期限を5年延長 電気自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を2年延長 天然ガス自動車に対して軽減税率を適用 2%控除 平成6年排出ガス規制適合車に軽減税率を適用 NOx法の特定地域内で特定自動車排出基準に適合する自動車 への買換えに対して軽減税率を適用	メタノール自動車に対する軽減税率の特例措置の適用期限を2年延長
暫定税率の特例措置の適用期限を8ヵ月延長 税率(4年4ヵ月の暫定税率) 1キロリットル 32,100円 (12月1日より)	
	3年間の負担調整措置を実施 小規模住宅用地に対する軽減措置を継続(平成8年度までの時限措置)
廃止	

1 都 税 の 税 率 等

年 度		7	8
税 目			
都 民 税	個 人	税率：所得割 700万円以下 2% 700万円超 4% 各種控除の引上げ 所得割額からその15%に相当する金額（2万円が限度） を控除	税率：均等割 700円→1,000円 各種控除の引上げ 所得割額からその15%に相当する金額（2万円が限度）を 控除
	法 人	超過課税等を継続	
	利 子 割		
事 業 税	個 人		
	法 人		
地 方 消 費 税			
不 動 産 取 得 税		住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置の適用期 限を平成10年6月30日まで3年延長	宅地等の取得が平成8年中に行われた場合の課税標準の特 例措置（価格の2/3→1/2）を実施
都 た ば こ 税			
ゴルフ場利用税			
特別地方消費税			
自 動 車 税		電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車に 対する軽減税率の特例措置を廃止	
鉾 区 税			
狩 猟 者 登 録 税			
固 定 資 産 税		負担調整措置を緩和	負担調整措置を改正
特別土地保有税			
自 動 車 取 得 税		電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車に 対する軽減税率（2.2%控除）の特例措置の適用期限を 2年延長	電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車に対す る軽減税率を改正（2.2%控除→2.4%控除） 平成9年自動車排出ガス規制適合車取得に対する税率の軽 減措置を創設
軽 油 引 取 税			
入 猟 税			
入 湯 税			
事 業 所 税			
都 市 計 画 税		負担調整措置を緩和	負担調整措置を改正

の 推 移 一 覧 表 (続)

9	10
税率：所得割 課税所得金額700万円超 4%→3%	特定扶養親族控除等の引上げ 土地譲渡益課税の軽減
課税対象事業に保険業を追加	
	税率：平成10年4月1日以後に開始する事業年度から適用 所得金額課税 普通法人： 年所得 400万円以下 5.88% " 800万円以下 8.82% " 800万円超 11.55% 特別法人： 年所得 400万円以下 5.88% " 400万円超 7.875%
消費税額の25%（消費税率に換算すると1%）	
平成11年12月31日までの宅地等の取得に対する課税標準の特例措置 （価格の1/2）を実施 新築特例適用住宅の取得に係る課税標準の特例控除額を引上げ （1,000万円→1,200万円）	住宅の取得に係る税率の特例措置（4%→3%）、住宅用土地の 取得に係る減額措置（税額の1/4減額）の適用期限をそれぞれ 3年延長
市町村への税源移譲に伴う税率改正 （1,129円→692円、旧3級品536円→329円）	
負担水準の均衡化と併せ、著しい地価の下落に対応した措置を実施 据置年度における価格の修正措置を実施	標準税率を超える税率で課す場合の届出の廃止
三大都市圏の特定市における納税義務の免除制度の特例措置を改正	市街化区域内で保有期間が10年を越えるものを課税対象から除外 三大都市圏における免税点の特例措置を廃止（1,000㎡→2,000㎡） 地価下落に対応して、当分の間、課税標準額（取得価額）を地価 公示価格の全国変動率により簡易に修正する措置を導入
電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車に対する軽減税率 （2.4%控除）の特例措置の適用期限を2年延長 平成10年自動車排ガス規制適合車の取得に係る税率の軽減措置を 創設	税率（自家用自動車3%→5%）及び免税点（15万円→50万円） の特例措置の適用期限を5年延長 ハイブリッド自動車に対する軽減税率（バス・トラック 2.4%軽 減、乗用車 2.0%軽減）の特例措置を創設 平成11年自動車排ガス規制適合車の取得に係る税率の軽減措置を 創設
	税率の特例措置（15,000円/k1→32,100円/k1）の適用期限を5年 延長
負担水準の均衡化と併せ、著しい地価の下落に対応した措置を実施 据置年度における価格の修正措置を実施 小規模住宅用地に対する軽減措置の適用期限を1年延長	小規模住宅用地に対する軽減措置の適用期限を1年延長

1 都 税 の 税 率 等

税 目		年 度	11	12
都 民 税	個 人		最高税率(所得割)の引下げ(課税所得700万円超 15%→13%、市町村税を12%→10%) 定率減税を実施 所得割額の15%相当額(上限4万円)をその額から 控除、特定扶養親族控除等引上げ43万円→45万円 居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除 制度を創設	均等割の非課税限度額の引上げ
		法 人		超過課税等を継続
	利 子 割			
事 業 税	個 人		事業主控除額の引上げ(270万円→290万円)	
			税 率：平成11年4月1日以後に開始する事業年 度から適用 所得金額課税 普通法人： 年所得 400万円以下 5.25% " 800万円以下 7.665% " 800万円超 10.08% 特別法人： 年所得 400万円以下 5.25% " 400万円超 6.93% 収入金額課税法人： 1.365%	銀行業等に対する外形標準課税 平成12年4月1日以後に開始する事業年度から適用 課税標準：当該事業年度の業務粗利益 税 率：普通法人 3% 特別法人 2%
	法 人			
地 方 消 費 税				
不 動 産 取 得 税			住宅の取得に係る税率の特例措置の拡充： 住宅の価格要件を廃止、中古住宅の築後年数用 件を緩和(木造15年以内→20年以内、非木造20 年以内→25年以内)	宅地等の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2)の適 用期限を3年延長
都 た ば こ 税			国からの税源移譲に伴う税率改正(692円→ 868円)	
ゴルフ場利用税				
特別地方消費税				平成12年3月31日をもって廃止
自 動 車 税				税率：電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイ ブリッド自動車は5割軽減、東京都が指定する低公害車は3割 軽減
鉦 区 税				
狩 猟 者 登 録 税				
固 定 資 産 税			審査申出期間を延長(納税通知書の交付後30日 まで→縦覧期間の末日後10日まで) 審査申出の合理化、審理手続の整備	土地に係る税負担の調整措置を実施 据置年度(平成13・14年度)における価格の修正措置を実施 新築住宅等に対する減額措置について、床面積要件を緩和(40 ㎡以上240㎡以下→50㎡以上280㎡以下)し適用期限を2年延長 新築住宅に係る固定資産税の減免措置(3年度間)を創設 減免額 床面積50㎡以上280㎡以下の住宅で120㎡部分→全額 上記以外の住宅→税額の1/2
特別土地保有税				
自 動 車 取 得 税			低燃費車に係る課税標準の特例(価格から30万円 控除)を創設、低公害車に係る税率の特例措置を 拡充(電気自動車等2.4%軽減→2.7%軽減、ハイ ブリッド乗用車2.0%軽減→2.2%軽減) 平成12年自動車排出ガス規制適合車に係る税率の 特例措置を創設	平成13年度自動車排出ガス規制適合車に係る税率の特例措置を 創設 ハイブリッド自動車の取得に係る税率の特例措置(バス・ト ラック2.7%軽減、乗用車2.2%軽減)の適用期限を1年延長
軽 油 引 取 税				
入 猟 税				
入 湯 税				都区制度改革の一環で平成12年4月1日より特別区に移管
事 業 所 税				
都 市 計 画 税			小規模住宅用地に対する軽減措置の適用期限を 1年延長	土地に係る税負担の調整措置を実施 据置年度(平成13・14年度)における価格の修正措置を実施 小規模住宅用地に対する軽減措置の適用期限を1年延長
宿 泊 税				

の 推 移 一 覧 表 (続)

13	14
	平成14年度分以後の所得割及び均等割の非課税限度額の引上げ
	法人住民税については単体法人を納税単位とし、法人税における連結納税制度の影響を遮断
	法人事業税については単体法人を納税単位とし、法人税における連結納税制度の影響を遮断
住宅の取得に係る税率の特例措置（4%→3%）の適用期限を3年延長 住宅用土地の取得に係る減額措置（税額の4分の1を減額）の適用期限を3年延長	住宅用土地の取得に係る減額措置（税額の4分の1を軽減等）の適用要件を緩和し、土地の取得者と住宅の新築者が異なる場合にも適用
税率：賦課期日現在、新車登録後10年（バスは13年）を超えるディーゼル車は1割重課（新車登録後13年を超えるガソリン車等の重課については平成14年度から適用）	
住宅が震災等により滅失・損壊した土地について、震災等の発生後2年度分に限り住宅用地とみなす特例措置を創設	新築住宅に係る減額措置の適用期限を2年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置（一区画面積400㎡以下の非住宅用地のうち、200㎡までの部分で個人又は中小企業者が所有するものについて税額の2割、14年度のみ減免）を創設
低公害車の取得に係る税率の特例措置の適用期限を2年延長 平成14年自動車排出ガス規制適合車に係る税率の特例措置を創設 低燃費車の取得に係る課税標準の特例措置について、対象を限定したうえ、適用期限を1年延長	平成15年自動車排出ガス規制適合車に係る税率の特例措置を創設 低燃費車に係る課税標準の特例措置の適用期限を1年延長
輸入軽油について、輸入時まで課税 輸入元売業者の指定要件を実績要件に改正	
小規模住宅用地に対する軽減措置の適用期限を1年延長	小規模住宅用地に対する軽減措置の適用期限を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置（固定資産税と同要件）を創設
	宿泊税（法定外目的税）を創設 納税義務者：都内のホテル又は旅館の宿泊者 税 率：宿泊料金10,000円以上15,000円未満 100円 宿泊料金15,000円以上 200円

1 都 税 の 税 率 等

年 度		15	16
税 目			
都 民 税	個 人	配偶者特別控除のうち、配偶者控除上乗せ部分を廃止 (平成17年度分から適用) 上場株式等の配当等及び譲渡所得について配当割及び株式 等譲渡所得割(税率5%。配当割は平成20年3月31日まで 株式等譲渡所得割は平成19年12月31日までそれぞれ税率 3%)を創設(平成16年1月1日から適用)	公的年金等控除について、65歳以上の者に対する上乗せ 措置を廃止、最低保障額を120万円に引き下げ(平成18 年度分から適用) 老年者控除を廃止(平成18年度分から適用) 生計同一の妻に対する均等割の非課税措置を2年間で 廃止(平成17年度分から適用)
	法 人		
	利 子 割		
事 業 税	個 人		
	法 人	資本金1億円超の法人を対象に、外形基準の割合を4分の 1とする外形標準課税を導入(平成16年4月1日以降 開始 の事業年度分から適用) 課税標準額 付加価値割(各事業年度の付加価値額=収益配分額(報酬給 与額+純支払利子+純支払賃借料)±単年度損益) 資本割(各事業年度の資本等の金額=資本の金額又は出資 金額+資本積立金額又は連結個別資本積立金額) 所得割(各事業年度の所得及び清算所得) 税率 付加価値割0.48% 資本割0.2% 所得割 年所得400万円以下の金額 3.8% 400万円超800万円以下の金額 5.5% 800万円超の金額 7.2% 軽減税率不適用法人又は清算所得 }	
地 方 消 費 税			
不 動 産 取 得 税		税率(改正前4%)を3%に引き下げ(平成15年4月1日～ 平成18年3月31日までの3年間) 宅地等の取得に係る課税標準の特例措置(価格2分の1) の適用期限を3年延長	
都 た ば こ 税		税率の引上げ 税率(1,000本につき) 868円→969円 (旧3級品1,000本につき) 413円→461円	
ゴ ル フ 場 利 用 税			
自 動 車 税		自動車税のグリーン化について、軽課対象を限定し、適用 期限を1年延長	自動車税のグリーン化について、排出ガス性能及び燃費 性能を基準に軽課対象を限定するとともに軽減割合を 50%又は25%の2段階に変更し、適用期限を2年延長
鉦 区 税			
狩 猟 者 登 録 税			入猟税と統合し狩猟税(目的税)を創設
固 定 資 産 税		新築住宅に係る減免措置の適用期限を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延長	商業地等について、地方公共団体の条例の定めるところ により、負担水準60%から70%の範囲内で条例で定める 負担水準まで税負担を軽減できる制度を創設 要件を一部縮小し、新築住宅に係る減額措置の適用期限 を2年延長 新築住宅に係る減免措置の適用期限を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置適用期限を1年延長
特別土地保有税		課税停止(平成15年度以降)	
自 動 車 取 得 税		税率(自家用自動車3%→5%)及び免税点(15万円→50 万円)の特例措置の適用期限を5年延長 低公害車取得に係る税率の特例措置の適用期限を2年延長 平成16年度排出ガス規制適合車の税率を1%控除(平成15 年4月1日～平成16年9月30日までの間の取得) 低燃費車の取得に係る課税標準の特例措置について、対象 を限定したうえ、適用期限を1年延長	低燃費車に係る課税標準の特例措置について、排出ガス 性能及び燃費性能を基準に対象を限定、価格からの控除 額を30万円又は20万円の2段階に変更し、適用期限を 2年延長 平成17年排出ガス規制適合ディーゼル車を平成16年4月 1日から平成17年9月30日の間に取得した場合、税率か ら2%又は1%控除
軽 油 引 取 税		税率の特例措置(15,000円/k1→32,100円/k1)の適用期限 を5年延長	
入 猟 税			狩猟者登録税と統合し狩猟税(目的税)を創設
事 業 所 税		新增設分の廃止(平成15年度以降)	
都 市 計 画 税		小規模住宅用地に対する軽減措置の適用期限を1年延長 新築住宅に係る減免措置の適用期限を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延長	商業地等について、地方公共団体の条例の定めるところ により、負担水準60%から70%の範囲内で条例で定める 負担水準まで税負担を軽減できる制度を創設 小規模住宅用地に対する軽減措置の適用期限を1年延長 新築住宅に係る減免措置の適用期限を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延 長
宿 泊 税			

の 推 移 一 覧 表 (続)

17	18
定率減税について、減税額を所得割額の7.5%（上限2万円）（改正前15%（上限4万円））に引き下げ（平成18年度分から適用） 2年度間の経過措置を設けた上で、65歳以上の高齢者（合計所得125万円以下）に係る非課税措置を廃止（平成18年度分から適用）	所得割の税率を2段階（2%、3%）から一律4%に変更（平成19年度分から適用） 分離課税等の税率割合等の見直し（平成19年度分から適用） 定率減税の廃止（平成19年度分から適用） 均等割及び所得割の非課税限度額の引下げ（平成18年度分から適用）
超過課税を継続	
分割基準の見直し（平成17年4月1日以降開始の事業年度から適用） 非製造業（鉄道事業等を除く）について、2分の1を事務所数により、2分の1を従業者数により分割する（改正前従業者数のみ） 本社管理部門の従業者数を2分の1に割り落とす措置を廃止	平成11年度に恒久的な減税の一環として措置された税率の特例措置を本則化
新耐震基準を満たす住宅を、築年数に関わらず、中古住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置の対象に追加	土地・住宅に係る税率の特例措置（4%→3%）の適用期限を3年延長（住宅以外の家屋に係る税率の特例措置は、2年間の経過措置(3.5%)を設けた上で廃止） 宅地等の取得に係る課税標準の特例措置（価格2分の1）の適用期限を3年延長
	税率の引上げ 税率(1,000本につき) 969円→1,074円 (旧3級品1,000本につき) 461円→ 511円
県域を越える自動車の転出入に係る月割計算を廃止（平成18年4月1日以後の転出入について適用）	自動車税のグリーン化について、排出ガス性能及び燃費性能基準を厳しくするなど軽減対象を重点化し、適用期限を2年延長
商業地等について、負担水準の上限を65%に引き下げ 新築住宅に係る減免措置の適用期限を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延長	商業地等について、負担水準の上限を65%に引き下げる措置を1年延長 新築住宅に係る減額措置の適用期限を2年延長 新築住宅に係る減免措置の適用期限を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延長
低公害車取得に係る税率の特例措置の適用期限を2年延長	低燃費車に係る課税標準の特例措置について、排出ガス性能及び燃費性能基準を厳しくするなど軽減対象を重点化し、取得価額からの控除額を30万円又は15万円に見直し、適用期限を2年延長
商業地等について、負担水準の上限を65%に引き下げ 小規模住宅用地に対する軽減措置の適用期限を1年延長 新築住宅に係る減免措置の適用期限を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延長	商業地等について、負担水準の上限を65%に引き下げる措置を1年延長 小規模住宅用地に対する軽減措置の適用期限を1年延長 新築住宅に係る減免措置の適用期限を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延長

1 都 税 の 税 率 等

年 度		19	20
税 目			
都 民 税	個 人	上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限を1年延長	上場株式等の譲渡所得及び配当所得等に係る軽減税率（5%→3%）を廃止（平成21年度分から適用） 特例措置として一定のものについては3%の軽減税率を適用（平成22・23年度分（特別徴収税率は21・22年度分）から適用） 上場株式等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算の特例を創設（3年間繰越可能）（平成22年度分から適用） 寄付金税制の拡充（平成21年度分の住民税から適用）
	法 人		
	利 子 割		
事 業 税	個 人	課税対象事業から助産師業を除外	
	法 人		平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用 法人事業税所得割及び収入割の標準税率の引下げ 法人事業税額（所得割・収入割）を課税標準とし、都道府県が賦課徴収する地方法人特別税（国税）を創設 平成21年度から譲与 地方法人特別税の税収を人口と従業者数を基準に都道府県にあん分譲与する地方法人特別譲与税を創設
地 方 消 費 税			
不 動 産 取 得 税			長期優良住宅（いわゆる「200年住宅」）の課税標準から1,300万円を控除
都 た ば こ 税		特例税率を本則化	
ゴ ル フ 場 利 用 税			
自 動 車 税			自動車税のグリーン化について、軽減対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化し、適用期限を2年延長
鉱 区 税			
固 定 資 産 税		鉄軌道用地の評価方法を変更 商業地等について、負担水準の上限を65%に引き下げる措置を1年延長 新築住宅に係る減免措置の適用期限を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延長	長期優良住宅（いわゆる「200年住宅」）の減額 省エネ改修住宅に対する減額措置を創設 商業地等について、負担水準の上限を65%に引き下げる措置を1年延長 新築住宅に係る減額措置の適用期限を2年延長 新築住宅に係る減免措置の適用期限を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延長
特別土地保有税			
自 動 車 取 得 税		電気自動車に係る税率の特例措置の適用期限を2年延長 天然ガス自動車に係る税率の特例措置について、対象を限定したうえ、適用期限を2年延長 ハイブリッド車（バス・トラック）に係る税率の特例措置について、対象を限定したうえ、適用期限を2年延長 ハイブリッド車（バス・トラック以外）に係る税率の特例措置について対象を限定するとともに、軽減する率を、平成19年度中の取得は2%、平成20年度中の取得は1.8%としたうえ、適用期限を2年延長 メタノール自動車に係る税率の特例措置を廃止	税率（自家用自動車3%→5%）及び免税点（15万円→50万円）の特例措置の適用期限を10年延長
軽 油 引 取 税			税率の特例措置（15,000円/k1→32,100円/k1）の適用期限を10年延長
狩 猟 税		網・わな猟免許が分割されたことに伴う、網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に対する税率の変更 下記に掲げる者以外の者 8,200円 当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、一定の条件に該当する者以外の者 5,500円	
事 業 所 税			
都 市 計 画 税		鉄軌道用地の評価方法を変更 商業地等について、負担水準の上限を65%に引き下げる措置を1年延長 小規模住宅用地に対する軽減措置の適用期限を1年延長 新築住宅に係る減免措置の適用期限を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延長	商業地等について、負担水準の上限を65%に引き下げる措置を1年延長 小規模住宅用地に対する軽減措置の適用期限を1年延長 新築住宅に係る減免措置の適用期限を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延長
宿 泊 税			

の 推 移 一 覧 表 (続)

21	22
平成21年分以後の所得税において住宅ローン控除の適用がある者（平成21年から25年までの入居者に限る。）のうち、当該年分の住宅ローン控除額から所得税額を控除した残額があるものについて、翌年度分の個人住民税から当該残額相当額(最高9.75万円)を減額（平成22年度分から適用） 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等について、税率の軽減措置（本則5%→3%）を適用（平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間の配当所得及び譲渡所得等）	年少扶養親族（16歳未満の者）に係る扶養控除及び特定扶養親族のうち16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）の廃止（平成24年度分から適用） 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入（平成24年1月1日から適用） 生命保険料控除を改組し、介護医療保険料控除、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額2.8万円）の合計適用限度額を7万円とする（平成25年度分から適用） 超過課税を継続
住宅及び土地の取得に係る標準税率の特例措置（本則4%→3%）並びに宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長	長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置を2年延長
	税率の引き上げ 税率(旧3級品以外1,000本につき) 1,074円→1,504円 (旧3級品1,000本につき) 511円→716円
	「自動車税のグリーン化」を軽減対象の見直しを行った上、2年延長
宅地等に係る負担調整措置の仕組みを継続 据置年度（平成22・23年度）において地価が下落している場合に、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続 商業地等について負担水準の上限を65%に引き下げる措置を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延長 税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等に対する軽減措置を適用（平成21年度から平成23年度まで）	新築住宅、長期優良住宅に係る減額措置を2年延長 バリアフリー改修、省エネ改修を行った住宅に係る減額措置を3年延長 商業地等について負担水準の上限を65%に引き下げる措置を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延長
目的税から普通税に改め、使途制限を廃止 新車取得の場合、以下の特例措置を適用（従前措置に代えて適用） 電気自動車、ハイブリッド自動車等について免除（非課税） 一定の排出ガス基準等を満たすものについて税率を75%軽減 一定の排出ガス基準等を満たすものについて税率を50%軽減 新車以外の取得の場合、以下の特例措置を適用 プラグインハイブリッド自動車について税率から2.4%を軽減 電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車(バス・トラック)に係る税率の特例措置(2.7%軽減)を3年延長 ハイブリッド自動車(バス・トラック以外)に係る税率の特例措置の対象を重点化し軽減率を1.6%(改正前1.8%)としたうえ、3年延長 暫定税率分を含む従前税率水準は税制抜本改革までの間、原則維持	暫定税率は廃止するが、当分の間、現在の税率水準を維持 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車(新車に限る)に係る非課税措置及び軽減措置の対象に、2.5トン超3.5トン以下のバス・トラックを追加 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車(新車以外のものに限る)に係る課税標準の特例措置について、2.5トン超3.5トン以下のバス・トラックを追加した上、2年延長 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル車の乗用車(新車以外のものに限る)に係る税率の特例措置を延長 2.5トン超3.5トン以下のディーゼル車のバス・トラック（新車以外のものに限る）で、平成21年排出ガス規制に適合し、平成27年度燃費基準を満たすものについて税率の特例措置を適用(3.5トン超は延長)
目的税から普通税に改め、使途制限を廃止 石油化学製品の原料用以外の軽油については課税免除を3年間適用 暫定税率分を含む従前税率水準は税制抜本改革までの間、原則維持	暫定税率は廃止するが、当分の間、現在の税率水準を維持 原油価格の異常高騰時には、本則税率を上回る部分の課税を停止するための措置を創設
商業地等について負担水準の上限を65%に引き下げる措置を1年延長 小規模住宅用地に対する軽減措置の適用期限を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延長 税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等に対する軽減措置を適用（平成21年度から平成23年度まで）	商業地等について負担水準の上限を65%に引き下げる措置を1年延長 小規模住宅用地に対する軽減措置の適用期限を1年延長 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延長

1 都 税 の 税 率 等

年 度		23
税 目		
都 民 税	個 人	・ 上場株式等の配当等及び譲渡所得等について、税率の軽減措置（本則 5 %→3 %）の適用期限を 2 年延長（平成24年 1 月 1 日から平成25年12月31日まで） ・ 寄附金税額控除の適用下限額を 5 千円から 2 千円に引き下げるとともに、認定 N P O 法人以外の N P O 法人への寄付金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、寄付金税額控除の対象に（平成23年中の寄附金から対象） ・ 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能に ・ 住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能に ・ 退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止（平成25年1月1日以降支払分から適用） ・ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、均等割の税率を引き上げる（道府県民税均等割：1,000円→1,500円、平成26年度から平成35年度まで）
	法 人	・ 雇用を増やした一定の中小企業者等について、法人税額から、一定金額を控除できる措置を適用（平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度）
	利 子 割	
事 業 税	個 人	
	法 人	
地 方 消 費 税		
不 動 産 取 得 税		・ 市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等を廃止 ・ 被災家屋及びその敷地の所有者等がこれに代わる家屋やその敷地を取得した場合に、従前の面積相当分について不動産取得税を課さない（平成33年3月31日までの間の取得分に適用）
都 た ば こ 税		税率の引下げ（市町村たばこ税への移譲） 税率(旧3級品以外1,000本につき) 1,504円→ 860円 (旧3級品1,000本につき) 716円→ 411円
ゴルフ場利用税		
自 動 車 税		・ 大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）に係る自動車税を非課税に（平成23年度から平成25年度まで）
鉱 区 税		
固 定 資 産 税		・ 被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を取得した場合に、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後 3 年度分、当該土地を住宅用地とみなす（平成33年 3 月 31 日までの間の取得分に適用） ・ 商業地等について負担水準の上限を65%に引き下げる措置を 1 年延長 ・ 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を 1 年延長
特別土地保有税		
自 動 車 取 得 税		・ 大震災による災害等により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）の取得に係る自動車取得税を非課税に（平成26年 3 月 31 日までの間の取得分に適用）
軽 油 引 取 税		・ 「トリガー条項」は、大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止
狩 猟 税		
事 業 所 税		
都 市 計 画 税		・ 商業地等について負担水準の上限を65%に引き下げる措置を 1 年延長 ・ 小規模住宅用地に対する軽減措置の適用期限を 1 年延長 ・ 小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を 1 年延長
宿 泊 税		

の 推 移 一 覧 表 (続)

24
・給与所得控除について、給与収入が1,500万円を超える場合に245万円の上限を設定（平成26年度分以降） ・給与所得控除の特定支出控除制度を拡充 ・退職所得課税について、勤続年数5年以下の役員等の退職手当に係る軽減措置を廃止（平成25年分以降）
・住宅及び土地の取得に係る標準税率の特例措置（本則4%→3%）並びに宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長
・「自動車税のグリーン化」を軽減対象及び重課対象の見直しを行った上、2年延長
・新築住宅、長期優良住宅に係る減額措置を2年延長 ・住宅用地に係る据置特例を経過措置（平成24・25年度は負担水準90%以上の住宅用地に据置特例を存置）を設けた上で平成26年度廃止 ・据置年度（平成25・26年度）において地価が下落している場合に、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続 ・商業地等について負担水準の上限を65%に引き下げる措置を1年延長 ・小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延長 ・税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等に対する軽減措置を延長（平成24年度から平成26年度まで）
・排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る特例措置について、性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し3年延長 ・一定の先進安全自動車及びバリアフリー車両の取得に係る課税標準の特例措置を創設（平成24年度から平成26年度まで）
・軽油引取税の課税免除の特例を、一部を除き3年延長
・商業地等について負担水準の上限を65%に引き下げる措置を1年延長 ・小規模住宅用地に対する軽減措置の適用期限を1年延長 ・小規模非住宅用地に対する減免措置の適用期限を1年延長 ・税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等に対する軽減措置を延長（平成24年度から平成26年度まで）